

随意契約理由書

契 約 内 容	件名等	(契約番号) 2021000857 令和3年度農業用機械格納庫（小高区浦尻A棟）新築工事
	履行場所	南相馬市小高区浦尻字中林崎地内
	種類	工事
相 手 方	名称	有限会社佐山建築
	代表者	代表取締役 佐山 トク子
根 拠 規 定	所在地	南相馬市 小高区上根沢字堀込42番地の2
		地方自治法施行令第167条の2第1項
	<input type="checkbox"/> 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	<input type="checkbox"/> 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	<input type="checkbox"/> 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	<input type="checkbox"/> 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	<input type="checkbox"/> 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	<input type="checkbox"/> 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	<input type="checkbox"/> 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	<input checked="" type="checkbox"/> 9号	落札者が契約を締結しないとき
		【具体的に記入すること】 本工事は、令和3年11月指名競争入札に付し不調となった。その後、再度、12月の指名競争入札に付し、落札者を決定したが、当該落札者が契約を締結しなかったことから、次点の入札者を契約相手とするため地方自治法第167条の2第1項により、当該業者と随意契約とするもの。
工事等担当課名 〔 経済部農政課 〕		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件名等	(契約番号) 2021000858 令和3年度農業用機械格納庫（小高区浦尻B棟）新築工事
	履行場所	南相馬市小高区浦尻字中林崎地内
	種類	工事
相 手 方	名称	有限会社佐山建築
	代表者	代表取締役 佐山 トク子
根 拠 規 定	所在地	南相馬市 小高区上根沢字堀込42番地の2
		地方自治法施行令第167条の2第1項
	<input type="checkbox"/> 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	<input type="checkbox"/> 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	<input type="checkbox"/> 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	<input type="checkbox"/> 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	<input type="checkbox"/> 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	<input type="checkbox"/> 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	<input type="checkbox"/> 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	<input checked="" type="checkbox"/> 9号	落札者が契約を締結しないとき
		【具体的に記入すること】 本工事は、令和3年11月指名競争入札に付し不調となった。その後、再度、12月の指名競争入札に付し、落札者を決定したが、当該落札者が契約を締結しなかったことから、次点の入札者を契約相手とするため地方自治法第167条の2第1項により、当該業者と随意契約とするもの。
工事等担当課名 〔 経済部農政課 〕		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件名等	(契約番号) 2021000939 南相馬市スポーツセンター地震被害復旧建築工事
	履行場所	南相馬市原町区桜井町二丁目地内
	種類	工事
概 要	概要	スポーツセンター地震被害改修 構造：RC造 一部 S造 A=6,134㎡ 主要用途：体育館 ・内装修繕工事
	名称	関場建設株式会社
相 手 方	代表者	代表取締役社長 関場 啓
	所在地	南相馬市 原町区錦町一丁目1番地
根 拠 規 定		地方自治法施行令第167条の2第1項
	<input type="checkbox"/> 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	<input type="checkbox"/> 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	<input type="checkbox"/> 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	<input checked="" type="checkbox"/> 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	<input type="checkbox"/> 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	<input type="checkbox"/> 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	<input type="checkbox"/> 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	<input type="checkbox"/> 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本工事は、令和4年3月16日発生福島県沖地震により損傷した箇所の早期修繕を目的としており、市民生活への影響を踏まえると、緊急の必要により通常の競争入札に付す時間的余裕がないため、随意契約するものである。契約の相手方となる関場建設（株）については、市内業者であり、早急な着手が可能であるとともに、災害復旧等の施工実績もあり確実な履行が見込まれることから、契約の相手方として選定するものである。	
工事等担当課名 〔 市民生活部スポーツ推進課 〕		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件名等	(契約番号) 2021000940 南相馬市スポーツセンター地震被害復旧電気設備工事
	履行場所	南相馬市原町区桜井町二丁目地内
	種類	工事
概 要	概要	スポーツセンター地震被害改修 構造：RC造 一部 S造 A=6,134㎡ 主要用途：体育館 ・アリーナ照明振れ止めワイヤー、本体角度修繕一式 ・1階ロビー、2階ラウンジ照明修繕一式
	名称	株式会社青田電気商会
相 手 方	代表者	代表取締役 青田 純
	所在地	南相馬市 原町区上北高平字上北沢 1 6 1 - 6
根 拠 規 定		地方自治法施行令第167条の2第1項
	<input type="checkbox"/> 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	<input type="checkbox"/> 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	<input type="checkbox"/> 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	<input checked="" type="checkbox"/> 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	<input type="checkbox"/> 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	<input type="checkbox"/> 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	<input type="checkbox"/> 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	<input type="checkbox"/> 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本工事は、令和4年3月16日発生福島県沖地震により損傷した箇所の早期修繕を目的としており、市民生活への影響を踏まえると、緊急の必要により通常の競争入札に付す時間的余裕がないため、随意契約するものである。契約の相手方となる（株）青田電気商会については、市内業者であり、早急な着手が可能であるとともに、災害復旧等の実績もあり確実な履行が見込まれることから、契約の相手方として選定するものである。	
工事等担当課名 〔 市民生活部スポーツ推進課 〕		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件名等	(契約番号) 2021000941 応急仮復旧（1-9号線）修繕工事
	履行場所	南相馬市鹿島区永田字永田地内外
	種類	工事
	概要	令和4年3月16日発生福島県沖地震により市道1-9号線が損傷したことから、応急仮復旧を実施するもの
相 手 方	名称	加藤道路株式会社
	代表者	代表取締役 加藤 真隆
	所在地	南相馬市 鹿島区川子字滝沢174
根 拠 規 定		地方自治法施行令第167条の2第1項
	<input type="checkbox"/> 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	<input type="checkbox"/> 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	<input type="checkbox"/> 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	<input checked="" type="checkbox"/> 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	<input type="checkbox"/> 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	<input type="checkbox"/> 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	<input type="checkbox"/> 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	<input type="checkbox"/> 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本工事は、令和4年3月16日発生福島県沖地震により損傷した箇所の早期復旧を目的としており、市民生活への影響を踏まえると、緊急の必要により通常の競争入札に付す時間的余裕がないため、随意契約するものである。 契約の相手方となる加藤道路株式会社については、市内業者であり、早急な着手が可能であるとともに、災害復旧等の業務実績もあり確実な履行が見込まれることから、契約の相手方として選定するものである。	
工事等担当課名 〔 建設部土木課 〕		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。